

議案第 5 1 号

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部改正について

次のとおり鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成22年 2 月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例

鳥取県企業立地等事業助成条例（平成15年鳥取県条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の細目の表示に下線が引かれた項及び号の細目（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の細目の表示に下線が引かれた項及び号の細目（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示及び追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後			改正前		
<p>(補助金の交付等)</p> <p>第3条 県は、第1条の目的を達成するため、予算の範囲内で次の表の左欄に掲げる補助金を、それぞれ同表の中欄に定める者に対して交付する。この場合において、当該補助金の額は、それぞれ同表の右欄に定める額以下とする。</p>			<p>(補助金の交付等)</p> <p>第3条 県は、第1条の目的を達成するため、予算の範囲内で次の表の左欄に掲げる補助金を、それぞれ同表の中欄に定める者に対して交付する。この場合において、当該補助金の額は、それぞれ同表の右欄に定める額以下とする。</p>		
<p>1 企業立地 事業補助金</p>	<p>(1) 企業立地事業 (第2条第1項第2号アに掲げる業種に係るものであって、投下固定資産額が140億円を超え、かつ、新增設事業の実施に伴い増加する常</p>	<p>投下固定資産額のうち20億円を超える部分の額に100分の15を乗じて得た額に2億円を加えた額及び新增設事業の完了の日から1年間の賃借料（情報通信関連雇用事業補助金若</p>	<p>1 企業立地 事業補助金</p>		

時雇用労働者が100人以上であるものに限る。)を実施する者

しくは事務管理部門雇用創出事業補助金の交付を受け、又は受けようとする者に係る当該情報通信関連雇用事業補助金若しくは事務管理部門雇用創出事業補助金の対象となるものを除く。以下「初年度賃借料」という。)の額に100分の50を乗じて得た額の合計額(30億円を限度とする。)

(2) 企業立地事業(第2条第1項第2号アに掲げる業種に係るものであって、投下固定資産額が70億円を超え、かつ、新增設事業の実施に伴い増加する常時雇用労働者が50人以上であるものに限る。)を実施する者

投下固定資産額のうち20億円を超える部分の額に100分の15を乗じて得た額に2億円を加えた額及び初年度賃借料の額に100分の50を乗じて得た額の合計額(20億円を限度とする。)

((1)に掲げる者を除く。)

(3) 企業立地事業
(第2条第1項第2号アに掲げる業種に係るものであって、投下固定資産額が20億円を超え、かつ、新增設事業の実施に伴い増加する常時雇用労働者が30人以上であるものに限る。)を実施する者
((1)及び(2)に掲げる者を除く。)

投下固定資産額のうち20億円を超える部分の額に100分の15を乗じて得た額に2億円を加えた額及び初年度賃借料の額に100分の50を乗じて得た額の合計額(10億円を限度とする。)

(1) 企業立地事業
(第2条第1項第2号アに掲げる業種に係るものであって、投下固定資産額が20億円を超え、かつ、新增設事業の実施に伴い増加する常時雇用労働者が30人以上であるものに限る。)を実施する者

投下固定資産額のうち20億円を超える部分の額に100分の15を乗じて得た額に2億円を加えた額及び新增設事業の完了の日から1年間分の賃借料(情報通信関連雇用事業補助金若しくは事務管理部門雇用創出事業補助金の交付を受け、又は受けようとする者に係る当該情報通信関連雇用事業補助金若しくは事務管理部門雇用創出事業補助金の対象となるものを除く。以下「初年度賃借料」という。)の額に100分の50を乗じて得た額の合計額(10億円を限度とする。)

(4) 略	
(5) 企業立地事業 (第2条第1項第2号ア又はイに掲げる業種に係るものに限る。)を実施する者 ((1) から (4) までに掲げる者を除く。)	投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額及び初年度賃借料の額に100分の50を乗じて得た額の合計額(2億円を限度とする。)
(6) 略	
(7) 略	
略	

2及び3 略

4 第1項の規定にかかわらず、企業立地事業のうち県が定める安定的かつ持続可能な経済成長の実現のための計画において県内で成長が見込まれる産業分野として位置付けたもの(戦略的に推進するものに限る。)に関する事業、先進的な技術若しくは県内の資源を活用する事業又は著しい雇用の増加を伴う事業のいずれかに該当するものと知事が認めるものに対する企業立地事業補助金

(2) 略	
(3) 企業立地事業 (第2条第1項第2号ア又はイに掲げる業種に係るものに限る。)を実施する者 ((1) 及び (2) に掲げる者を除く。)	投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額及び初年度賃借料の額に100分の50を乗じて得た額の合計額(2億円を限度とする。)
(4) 略	
(5) 略	
略	

2及び3 略

4 第1項の規定にかかわらず、企業立地事業のうち先進的な技術若しくは県内の資源を活用する事業又は著しい雇用の増加を伴う事業のいずれかに該当するものと知事が認めるものに対する企業立地事業補助金の額は、同項の表の右欄に定める額に、それぞれ投下固定資産額(前項に掲げる事業に係る加算を行う場合にあっては、投下固定資産額から投下環境有益固定資産額を控除した

の額は、同項の表の右欄に定める額に、それぞれ投下固定資産額（前項に掲げる事業に係る加算を行う場合にあつては、投下固定資産額から投下環境有益固定資産額を控除した額）に100分の5を乗じて得た額及び初年度賃借料の額に100分の25を乗じて得た額の合計額（10億円を限度とする。）を加算した額以下とする。

5及び6 略

7 前各項の規定により算出した企業立地事業補助金の合計額が10億円を超える場合は、1年間につき10億円を限度とし、分割して交付する。

額）に100分の5を乗じて得た額及び初年度賃借料の額に100分の25を乗じて得た額の合計額（2億円を限度とする。）を加算した額以下とする。

5及び6 略

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県企業立地等事業助成条例（以下「旧条例」という。）第2条第1項第2号の知事の認定を受けた同号の企業立地事業に係る旧条例第3条の補助金については、改正後の鳥取県企業立地等事業助成条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。